合併につき株券等提出公告

当社は、パナソニックインダストリーセールス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番一号

パナソニック電工制御株式会社

代表取締役　下村　定弘

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＢＣＪ－３ＢＳと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

株式会社ＢＣＪ－３

代表取締役　杉本　勇次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、本国である中国の上海啓明軟件有限公司（上海啓明ソフトウェア株式会社）社内において日本国内における営業所の存続について協議したところ、平成二十四年二月二十九日付けで日本における代表者徐華が退任し、営業所を閉鎖することに決定しました。

この日本における代表者の退任に対し異議のある債権者は、平成二十四年二月二十八日までにお申し出下さい。

平成二十四年一月二十五日

中国上海市桂平路四七一号九号楼

東京都中央区日本橋本町三－九－四日本橋ロードビル五Ｆ

上海啓明ソフトウェア株式会社

日本における代表者　徐　華

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鍋島弘臣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号

Murgitroyd & Company Limited

日本における代表者　鍋島　弘臣

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北三二条東三丁目七八九番地、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸一丁目四番一二号　被相続人　亡　久保田丈二

右被相続人は平成二十三年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年一月十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

札幌市手稲区新発寒四条五丁目八番一〇号

相続財産管理人　久保田正途

限定承認公告

本籍山梨県甲府市中央二丁目一番地、最後の住所山梨県甲府市大津町三三三番地快晴苑

被相続人　亡　澤登　つゆ

右被相続人は平成十五年五月八日死亡し、その相続人は平成二十四年一月十六日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

山梨県甲府市相生二丁目一七番一号

限定承認者　甲府市山梨県甲府市相生二丁目一番五号甲府西川ビル　埴原法律事務所

右限定承認者代理人弁護士　花輪　仁士

限定承認公告

本籍大阪府大阪市福島区吉野三丁目一四四番地、最後の住所大阪府大東市三箇一丁目八番一五号

被相続人　亡　服部富士夫

右被相続人は平成二十三年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年一月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

大阪府吹田市山田東四－九　第二王子マンション三〇六

相続財産管理人　諸石　正和

限定承認公告

本籍奈良県五條市五條一丁目五三四番地、最後の住所奈良県大和高田市儀野新町二番一－三一〇号

被相続人　亡　福岡　孝一

右被相続人は平成二十三年十一月二十五日頃死亡し、その相続人は平成二十四年一月十七日に奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

香川県丸亀市城東町三丁目四番一－四〇一号丸亀第二住宅一号棟

相続財産管理人　冨士﨑真治

株式交換公告

債権者　各位

当社（甲）は、平成二十三年十二月八日開催の取締役会において、平成二十四年三月一日に株式会社名古屋観光ホテル（乙、住所名古屋市中区錦一丁目一九番三〇号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十四年一月二十五日

名古屋市中区錦三丁目六番二九号

興和株式会社

代表取締役　三輪　芳弘

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年二月九日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産に係る配当金又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額（但し、本特定社債に係る債務の存続期間中はリリース口座内の資金に限るものとする。以下「優先出資消却原資」という。）を原資として、計画期間中に、優先出資社員に元本の全部又は一部を償還することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資消却原資の範囲内で、取締役が五万円の整数倍で優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資消却原資が生じた場合で、取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

金六億九千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とする。その口数は一万三千八百口とする。

六、消却の方法

消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。

七、消却に要する金額

金六億九千万円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資とする。

平成二十四年一月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Nakanoshima特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少し、〇円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年二月二十八日であり、社員総会の決議は平成二十四年一月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年八月八日付官報の号外第一七二号八十八頁に掲載されています。

平成二十四年一月二十五日

東京都港区赤坂五丁目四番七号　Ｔｈｅ Ｈｅｘａｇｏｎ ７Ｆ

神宮前特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少して〇円とし、発行済優先出資二千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月二十五日

東京都港区赤坂五丁目四番七号　Ｔｈｅ Ｈｅｘａｇｏｎ ７Ｆ

神宮前特定目的会社

取締役　川本　孝司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十五日付第一六号九八号六四ページ●同日付政会第一五号五六ページ

六ページ●同日付第一七号四九六ページ●同日付第一府調達第一五号五六ページ●二十三年十二月五日付衆

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）